

令和7年度インターネットパトロール事務作業委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

相模原市 市民局

人権・男女共同参画課

1 募集の趣旨

本市では、相模原市人権尊重のまちづくり条例（以下「市人権条例」という。）に基づき、あらゆる施策分野に人権尊重の視点を反映し、総合的かつ体系的に人権施策を展開しています。

その中で、市人権条例第20条に定める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置」（以下「拡散防止措置」という。）を効果的に講じるためのインターネットパトロールについて企画提案を募集し、条件等を満たす提案のうち、最も優れている提案を行った事業者に事務作業を委託するものです。

2 事業の目的

インターネット上で行われた不当な差別的言動が市民の間に拡散しないよう、市内において、又は市民等を対象とした本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当する可能性のあるインターネット上の投稿等を効果的・効率的に抽出・把握することを目的とします。

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件 名 令和7年度インターネットパトロール事務作業委託
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度インターネットパトロール事務作業委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 4,237,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール（予定）

参加申込書受付期間	令和7年4月22日（火）から 令和7年5月9日（金）午後5時
質問書受付期間	令和7年4月22日（火）から 令和7年5月9日（金）午後5時
参加資格確認結果通知書交付日	令和7年5月16日（金）
質問に対する回答送付日	令和7年5月16日（金）
企画提案書等提出期間	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月26日（月）午後5時
プレゼンテーション実施日（予定）	令和7年6月18日（水）※詳細は後日連絡
選定結果の通知日	令和7年6月23日（月）
契約締結	令和7年7月上旬（予定）

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所本庁舎第2別館4階

市民局 人権・男女共同参画課

電話 042-769-8205 FAX 042-754-7990

メールアドレス jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 相模原市契約規則に基づく令和7年度競争入札参加資格者として認定されていること。または同資格認定申請中であること。
- (3) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (6) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (7) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと、及び受託者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (8) 他の官公庁が発注する類似業務の受託実績を過去5年間(令和2年度～令和6年度)に有すること。

5 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を提出してください。

ア 受付期限 令和7年4月22日(火)から

令和7年5月9日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

メールアドレス: jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp

ウ 提出方法 郵送、電子メール

エ 提出書類(各1部)

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 業務実績表（過去5年間の受託実績・契約書の頭書等の写し含む。）（様式2）

※「4 必要な資格」の（8）を確認するもの

(ウ) 競争入札参加資格認定申請中の者は、申請中であることがわかる資料

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行います。

令和7年5月16日（金）

送付方法 電子メール

(3) 質問書の提出及び回答

本委託業務の内容について質疑がある場合は、次により令和7年度インターネットパトロール事務作業委託質問書（様式3）（以下「質問書」という。）を提出してください。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知します。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とします。

ア 提出期限 令和7年4月22日（火）から

令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

ウ 提出方法 電子メール

エ 回答期限及び方法 令和7年5月16日（金） 電子メール

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。

ア 「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格のいずれかの要件を満たす者ではなくなったとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務内容等

別紙「委託仕様書」のとおり

2 企画提案について

(1) 提案項目について

ア 提案内容の趣旨及び考え方

イ 実施体制（受託した場合、責任者となる予定の方の経歴・実績の情報を含む。）及びスケジュール

ウ 委託仕様書に基づき本市が求める情報を、インターネット上から検索するプロセスに関すること（どのような技術・手法・体制によるか等）。

エ 上記ウにより得られた検索結果を、本市への報告にまとめるまでのスクリーニング、タグ付け、確認等のプロセスに関すること（どのような技術・手法・体制によるか、報告の形式等）。

オ 契約期間を通じて、本市への報告内容の精度を向上させるためのPDCAサイクルのプロセスに関すること（本市との協議を要する部分を含む。）。

※ 企画提案に当たっては、具体的な表現で記載するとともに、専門用語や略語には注釈を付けるなど、できる限り平易な表現に努めてください。なお、本業務の特性上、常時（24時間）監視を行い、情報を検知次第、本市に速報する体制を構築するような趣旨の提案は必要ありません。

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物

（ア）令和7年度インターネットパトロール事務作業委託企画提案書（様式4）

（イ）参考見積書（内訳記入のもの）（任意様式）

（ウ）企画案（任意様式）

（エ）企画理由説明書（様式5）

（オ）その他、企画内容について参考となる資料

イ 提出部数 9部（正本1部 副本8部）

※副本8部については、社名や社判、ロゴマーク等、提案者名を推定できる記載はしないこと。なお、当該記載があった場合には、本市において提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがあります。

ウ 提出期間 令和7年5月19日（月）から

令和7年5月26日（月）午後5時まで（必着）

エ 提出先 相模原市市民局人権・男女共同参画課

オ 提出方法 郵送により期限までに提出してください。

※封筒には「インターネットパトロール事務作業企画提案書 在中」と記載してください。

(3) 企画提案書等作成にあたっての留意点

企画提案書等の作成にあたっては、「委託仕様書」を踏まえた提案をしてください。

(4) 無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とします。

- ア 参加資格を有しない者の提案
- イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案
- ウ 虚偽の記載をした提案

(5) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加等に係る費用は、提案者の負担とします。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとします。
- ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとします。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとします。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とします。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- カ 提出された書類は返却しないものとします。

第3章 審査の方法及び受託者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、本市が設置した評価委員会にて行います。評価委員会は、非公開とします。

なお、条件を満たさない企画提案書は、審査対象外とします。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日等

ア 実施日 令和7年6月18日（水）

イ 会場 相模原市役所 職員会館4階 会議室1

※詳細については各事業者に5月27日（火）以降に通知します。

(2) 説明

ア 説明者 各事業者の代表者又はその代理人2名以内

イ 説明時間 各事業者15分以内。説明終了後にヒアリングを10分程度行います。

ウ 説明方法 提出した企画提案書等を使用し、他の資料、機材等は使用しないこと。

エ その他 社章、名札の着用等、会社名が特定できるような言動はしないこと。

3 評価基準

別紙「令和7年度インターネットパトロール事務作業委託評価選定基準」のとおり。

4 受託候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を、プレゼンテーションを踏まえ審査し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行います。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとします。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとします。

(3) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受託候補者を選定しない場合があります。

(4) 提出者のうち、受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和7年6月23日（月）に通知します。

5 選定の取消

受託候補者として選定された者は、契約締結の日までの間に、次のア、イ、ウに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとします。この場合、次順位の者を新たに受託候補者として手続を行うものとします。

- ア 第1章「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- イ 競争入札参加資格認定申請中の者で、選定の日までに競争入札参加資格者として認定されていないとき。
- ウ 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とします。
- (2) 本契約において使用する通貨は日本円とします。
- (3) 本契約において契約書又は請書の作成を要します。
- (4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとします。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができます。ただし、企画提案書の選定後は原則として辞退することができないものとします。また、選定された権利を他者に譲渡することはできないものとします。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- (7) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- (8) 市は、次の場合は審査手続を中止します。
 - ア 提案書を提出する意思を示した事業者がないとき。
 - イ 条件を満たす提案がないとき。
 - ウ 天災等により事業実施が困難となったとき。
- (9) 業務内容の詳細は、受託候補者と本市との協議のうえで決定します。
- (10) 以下に該当した場合は失格とします。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出、プレゼンテーションに遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。
 - ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。
 - エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。